

## 地域でお困りの古民家空き家は、 地方創生を担う大切な文化財だった

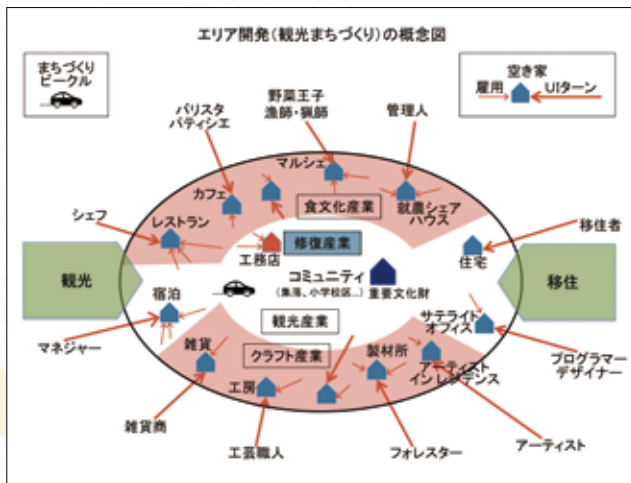
文化財の面的な活用

この6月に、文化財保護法が改正されました。現在は、平成31年4月の法施行に向け、指針の策定作業が進められています。今回の改正で、文化財の概念が大きく転換されることとなります。これまでは、文化財とは「指定文化財」のことを意味していましたが、これからは、文化財とは「指定文化財及び未指定文化財」を指すこととなります。

文化財指定された建築物は大切に保存するけれども、その他のもの（未指定文化財）は不要である、速やかに壊して建て替えましょう、というのがこれまでの日本社会の価値観でした。しかし、指定、未指定を問わず面的に文化財を保存・活用していく、というのがこれからの日本社会の理念となります。

一般に、地方には多くの空き家が存在していて、その中には古民家等の歴史的建築物が一定程度含まれています。廃墟化したり、小動物の棲み家となつて、負の遺産として扱われています。しかし、こうした古民家等、すなわち「未指定文化財」が、実は地

方創生に役立つ重要な地域資源であることが分かってきました。古民家等を再生した物件に若者が移住して起業し、新しい産業を創出する動きが全国で見られるようになったのです。神山、尾道、八女、篠山などをその先進地として取り上げることができます。



一般社団法人  
ノト代表理事  
金野 幸雄

「負の遺産」が「地域資源」に反転するので、疲弊した地方ほど宝の山ということになります。集落や城下町、小学校区といったエリア（コミュニティ）を設定して、空き家となった文化財群をカフェ、レストラン、工房、ギャラリー、サテライトオフィス、宿泊施設、福祉施設、シェアハウス、住宅等として活用することを考えるのです。これが、文化財を現在の場所そのまま活用する「分散型のエリア開発」という新しい事業手法です。

### 文化と観光とまちづくり

上に述べた「分散型のエリア開発」の目的は、地方創生のために「人の行き交い」を創出することにあります。だから、観光客向けのホテル（1泊〜数泊の滞在）、滞在者向けのレジデンス（短期〜中期滞在）、移住者向けの住宅（一生の滞在）まで、多様な滞在機能を地域に埋め込んでいくことになります。

文化財を再生・活用した物件は、ひとつひとつが手作りで、唯一無二の空間、長い時